

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀

**香川県条例第41号**

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1 略				1 略			
2 公の施設の使用料				2 公の施設の使用料			
(1)～(34) 略				(1)～(34) 略			
(35) 香川県立 ミュージアム 香川県文化会 館	芸能ホール使用料	午前9時から午 後9時まで	45,000円を 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額				
	展示室使用料	午前9時から午 後5時まで	18,240円を 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額				
	和室使用料	午前9時から午 後9時まで	10,830円を 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額				

附属設備及び器具 | 別に教育委員会規則で定める  
の使用料 | 額  
 芸能ホールを準備又は練習のために利用する場合  
 の使用料、展示室又は和室を分割して利用する場合  
 の使用料、芸能ホール又は和室を利用時間を分  
 割して利用する場合の使用料、午後9時後（展示  
 室にあっては、午後5時後）の時間において利用  
 する場合の使用料並びに冷暖房使用料及び電気特  
 別使用料は、別に教育委員会規則で定める。

(36) 略

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～275 略			
275の2 土地 掘削の許可を 受けた地位の 承継の承認申 請手数料		略	略
275の3 掘削 のための施設 等変更許可申 請手数料		1件	24,000円
275の4 ゆう 出路増掘又は 動力装置の許 可申請手数料		略	略
275の5 ゆう 出路増掘又は 動力装置の許 可を受けた地 位の承継の承 認申請手数料		略	略
275の6 ゆう		1件	24,000円

(35) 略

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～275 略			
275の2 土地 掘削の許可を 受けた地位の 承継の承認申 請手数料		1件	7,400円
276 ゆう出路 増掘又は動力 装置の許可申 請手数料		1件	11万円
276の2 ゆう 出路増掘又は 動力装置の許 可を受けた地 位の承継の承 認申請手数料		1件	7,400円

出路増掘のための施設等変更許可申請手数料			
276 温泉採取許可申請手数料		1件	35,000円
276の2 温泉採取の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料		1件	7,400円
276の3 可燃性天然ガス濃度確認申請手数料		1件	7,400円
276の4 温泉採取のための施設等変更許可申請手数料		1件	24,000円
277~597 略			

277~597 略			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1 第1表の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。